

仙台弁護士会への職員派遣報告

事務局 財務課長 望月 秀一

7月19日から9月30日まで2人1週間交替で、志願した延べ22名の当会事務局職員が仙台弁護士会の応援に行ってきました。これは、職員から出た被災地弁護士会の応援に行きたいという気持ちと仙台弁護士会からの要請が合致して実現したものです。

仙台弁護士会では、震災発生直後から被災者救済のために震災法律相談を大々的に展開するほか震災ADR（裁判外紛争解決手続）を実施するなどの災害復興支援活動を行ってきましたが、当会職員はそのうち9月末の時点で約280件の申立のあった震災ADR業務のお手伝いをしてきました。

この震災ADRで扱う事件の内容は“震災を起因とするあらゆる法律紛争”といった感があり、目立ったのは借家の問題、建物の修繕の問題、雇い止めの問題といったものでした。お手伝いをするなかで震災ADR事件を直に触れることにより、被災者への法的支援のニーズの高さや弁護士会に対する被災者からの期待度の高さを身に沁みて感じました。

震災ADRを担当する齊藤睦男委員長・阿部弘樹事務局長を中心とした仙台弁護士会ADR委員会では、確固たる体制の整備がないまま被災者支援を第一に考え、簡易・迅速・廉価で被災者の法的救済を実現するよう震災発生直後わずか1ヶ月で震災ADR業務を立ち上げたと聞いています。その

積極果敢な姿勢はまさに“見るまに跳んだ”と言えるものであり、そのような仙台弁護士会ADR委員会の業務に当会職員が少しでも寄与することが出来たということは、当会職員にとってこの上ない喜びとなりました。

仙台弁護士会の事務局は大多数が若い職員で構成されながら、被災地弁護士会の職員であるという自負のもと、被災者支援のために一生懸命に仕事をされていました。その真摯な姿は、当会職員にとっては弁護士会職員としての初心を思い返させる眩しいものでした。当会からは事務局業務の合理化の一助にと、震災ADR事件管理のデータベースシステムを仙台弁護士会に提供いたしました。今回のこのような他会への当会職員の派遣事業は初の試みでしたが、今後、互いの事務局業務の発展のために他会事務局と当会事務局との職員人事交流といった施策が有効であり、仙台弁護士会とは、これを機会に末永く友好関係を築いていきたいというのが当会の役員・職員一同の気持ちです。

以上のとおり、今回仙台弁護士会の応援に行ったことは、今後の当会の震災対策を考えるうえでも勉強となるものでした。私達を温かく受け入れてくれた仙台弁護士会の会員・職員の皆様、私達を送り出してくれた当会会員の皆様、私達をバックアップした東弁の全職員に深く感謝いたします。

仙台弁護士会派遣職員

萩原 重明、金尾 由美子、軽部 裕規、北見 直人、小林 博隆、齋藤 甲介、相模 嘉奈子、佐藤 倫子、繁山 裕子、宿輪 初音、白坂 理恵、須賀川 美佐男、高瀬 幸子、高橋 淑子、竹生 真弥、新田 順子、萩原 薫、藤原 由美、松本 圭輔、望月 秀一、森口 由高、横山 哲也